

(環境省からのメールについて、要旨を抜粋します)

各都道府県・各政令市  
産業廃棄物行政主管部（局）御担当者様

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課です。

5月8日に感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることとなりましたところ、今後の新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物処理の参考としていただくため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改定を行いました。

主な改定箇所は、以下の通りです。

- ・ 第1章 国際的に脅威となる感染症について  
新型コロナウイルス感染症に係る記載内容について、一部修正・更新しました。
- ・ (参考1) 紙おむつについて  
新型コロナウイルス感染症に係る記載内容について、一部修正・更新しました。  
※紙おむつについては、患者の糞便において検出例があることから、引き続き感染性廃棄物として取り扱うこととします。
- ・ (参考6) 「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）」について削除しました。
- ・ その他  
(参考7)～(参考13)の各番号について、1ずつ繰り上げました。

本マニュアルを関係者等に周知いただくとともに、その内容を踏まえ、引き続き感染性廃棄物の適正処理の確保に努めていただきますようお願いいたします。

また、本マニュアルは5月8日より環境省 HP(感染性廃棄物関連 | 環境再生・資源循環 | 環境省 (env.go.jp)<[https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/post\\_36.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html)  
感染性廃棄物の適正な処理に向け、今後とも皆様の御協力を賜りますよう、よろしく御礼申し上げます。

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課